

ハーバーマスのグローバル化論

——『ポストナショナルな布置状況』を読む——

鈴木 宗 徳

1. 「世界市民権」の構築？

わが国の研究者の間で、近年とくにハーバーマス (Jürgen Habermas, 1929-) の名が語られたのは、1999 年の NATO 軍によるユーゴ空爆のときであろう。ツァイト紙に掲載された「獣性と人間性 Bestialität und Humanität」と題する論文において、ハーバーマスは空爆とドイツ連邦軍の参戦を追認する発言を行った。それに先立つ 1991 年、ハーバーマスはすでに『未来としての過去 *Vergangenheit als Zukunft*』で湾岸戦争への多国籍軍の介入を正当化しているから、この発言は決して意外なものだったとは言えない。しかし、99 年当時のドイツの世論はすでに「空爆やむなし」という空気が大勢を占めていたというものの、ドイツ連邦軍が NATO 域外で初めて戦闘行動に参加したことが、ドイツ国民にとって「苦渋の決断」であったことは容易に想像できる。前年の総選挙で政権交代を果たした SPD には域外派兵に強硬に反対してきた歴史があるし、連立のパートナーである緑の党が反戦平和運動を背景として登場してきたことは周知のとおりである。しかも 91 年当時と決定的に異なるのは、NATO 軍の空爆が国連による委任という正当性を欠いていたことである。

湾岸戦争で、ハーバーマスは国連による介入を「警察権の行使」として認めているが、「獣性」論文を詳細に読めば、彼が NATO 軍それ自体の正当性を認めていないことは明らかである。しかし同時に彼は、「この〔NATO による介入は平和をもたらすという使命を帯びており、人権政策の一環として国際社会が認めたものであるという〕西側の解釈に従うなら、コソボ戦争は、古典的な諸国家による国際法から、世界市民社会 (Weltbürgergesellschaft) によるコスモポリタンな法〔権利〕への跳躍を意味するだろう」とも述べている。「だろう (könnte)」という表現からは、彼自身が空爆を「跳躍」として積極的に評価しているのかどうか、はっきりと読み取ることは難しい。しかし、ハーバーマスの関心が空爆の是非そのものではなく、むしろ「世界市民社会」を構成する「法〔権利〕」をいかにして制度化するか、という問いにあることは、注目してよい。

こうした問いとは無関係に、より実利的な、いわば「費用対効果」の観点から空爆の是非を論ずることは容易である。実際に問題となっていたのは、空爆に必要なコストとそれに対するリターンの問題であった。NATO軍は、自身の損害のみならず、不可避免的に生ずるユーゴ民間人の被害、そして紛争後（とくに欧州における同盟国が）行う駐留のために、多大なコストを支払わなくてはならない。これに対して、独裁政権の打倒と民族対立の解消、そして何よりも（ドイツにとって重要な）国内への難民流入の阻止という目的、すなわち国益を達成する可能性の有無こそが、空爆の是非を語る上での論拠だったのである。さらに、——結果的に回避されたものの——空爆が効果を上げず地上戦に突入した場合の損害は決して少なくなかったはずであり、そうなった場合、まさに国論を二分する論争に発展していたことは容易に想像できる。

ハーバーマスはこうした問題に対し、敢えて正面から答えようとはしない。むしろ彼にとっての関心は、近年国際社会で合意ができてつつある「人道に対する犯罪」に対する制裁が、正当な手続きのもとで行われる方途を模索することにある。それが、上の「跳躍」としてのコソボ戦争、という表現につながるのである。「獣性」論文で彼は、「心情的平和主義」を明確に否定し、それとは区別される「法的平和主義」を赤緑政権が標榜していることを評価する。すなわち、人権侵害を道徳的観点から判断し裁定を下すのではなく、犯罪行為を一国の法秩序内部で追求するのと同様の手続きを、国際社会においてもとるべきだと言うのである。これを彼は「世界市民的状態」と呼び、国際関係の法制化により紛争解決の手続きを制度化する必要があると主張する。それによって、「『敵』を直接に叩きのめすような道徳的蔑視」を避けることが可能となるのである。

道徳ではなく法を、という観点からすれば、アメリカ主導の空爆はもとより肯定できるものではない。アメリカが道徳的にユーゴを非難したところで、当のアメリカ自身もまた無垢な存在ではあり得ず、それが自己の特殊な国益に則った行動であることを、逆に突かれてしまうだけである。しかも、人権という道徳的な価値基準を用いた権力政治は、アメリカ以外の他の軍事同盟が同じやり方をとった場合に、衝突の危険が生まれる。アメリカがそのヘゲモニーによって今後も秩序を保障しつづけるのではなく、むしろ権力政治から世界市民的状態への転換を推進することを、ハーバーマスは唱えている。

彼は、人権という理念が、強制法の秩序によって実定的妥当性を確保しなければならないと言う。そして強制法の適用とともに、国家市民（Staatsbürger）ではなく世界市民（Weltbürger）による民主主義的立法が可能とならなければならない。「国際法から世界市民の法〔権利〕への転換がアジェンダとなっている」のである。

「道徳」という欺瞞的言辞をまとった現実主義的な権力政治にたいするハーバーマスの憤りは、理解できなくはない。しかし世界社会のレベルで強制法の実定的妥当を

求めるのは、あまりに時期尚早、荒唐無稽という印象も免れ得ない。「獣性」論文で彼が期待するのはむしろ国連であり、安保理を機能させ、国際刑事裁判所の判決に拘束力をもたせ、政府の代表者からなる国連総会を「世界市民の代表という『第二の水準』」によって補完しなければならないと言うのである。

この論文が発表された当時、世界市民権の構築という課題の設定は、それまでのハーバーマスの著作に親しんできた読者を戸惑わせるものであった。政治哲学者としてのハーバーマスのこれまでの業績では、むしろ内政における民主主義的手続きのあり方を論ずることに強調点があったはずである。彼の 90 年代を代表する著作『事実性と妥当 *Faktizität und Geltung*』（1992）は、「民主的法治国家」における意志形成を問題にしており、けっしてそれは旧来の国民国家の枠組みを超えるものではなかったし、その後のマルチカルチュラリズムとの取り組みさえも、国内問題としてのアプローチであった。89 年以降のソ連崩壊、東欧革命、地域紛争の激化という一連の流れを目の当たりにしたわれわれにとっては、80 年代に行われたであろう理論研究の成果である『事実性と妥当』に物足りなさを感じるのには致し方ない¹⁾。『事実性と妥当』では、法治国家内部で達成されるべき、法をメディアとしたコミュニケーションの循環を「協議的政治」という言葉で理論化しているが、「獣性」論文の枠組みは、これを世界市民社会にまで拡張したかたちとなっている。

二つの著作の間の断絶は、98 年に公刊された『ポストナショナルな布置状況 *Die postnationale Konstellation*』に収められた同名論文を読むことによって、架橋することができる。「ポストナショナルな布置状況」という言葉（これは「獣性」論文でも用いられている）が表すのは、端的に言って、経済のグローバル化の進展であり、それを加速させる EU の通貨統合を前提とした議論である。同論文では、翌 99 年に迫った通貨統合と、その賛否を論じた著者が数多く出版されていたことを背景に、グローバル化時代に相応しい民主政治のあり方が論じられている。「世界市民社会」の必要性は、この論文や同書に収められた「惨禍から何を学ぶのか——短き 20 世紀を顧みて」、そして「ユーロへの懐疑か、市場としての欧州か、あるいは（世界）市民の欧州か」（2000）のなかで、それぞれ論じられている。

2. グローバル化が問うもの

論文「ポストナショナルな布置状況」（以下、「布置」論文と略記）においてハーバーマスは、経済のグローバル化の流れを不可避的なものと見なしている。それは、これまでのハーバーマスには見られなかった認識であり、（最終的には「世界市民社会」の構想へと至る）超国家的な政治制度の創設という新たな課題が提起されたのは、まさにこうした現状認識に突き動かされてのことだろう。彼が取り組まざるをえなくなっ

たグローバル化という問題を、ハーバーマスは以下のように把握している。

ハーバーマスによれば、近代国家は、(a)行政国家あるいは徴税国家として、(b)主権をもつ領域国家として、(c)国民国家として、そして(d)社会国家として成立した。グローバル化によって、この四つの前提が危機に瀕しているというのが、彼の説明であるが、煎じ詰めれば、問題は社会国家の危機にあると言ってよい。

ブレトン・ウッズ体制が70年代初頭に終わりを告げると同時に、社会保障政策を行ない景気循環を調整する介入主義的国家、すなわち社会国家の時代が終焉する。「超国家的リベラリズム」の時代、あるいはグローバル化時代の到来である。ハーバーマスは、70年代半ばより社会福祉予算が削減され、保障制度への加入条件が厳しくなったと指摘する。それはまた、ケインズ主義的経済政策の終焉をも意味し、政府は経済循環全体への影響力をますます失いつつある。『『一国ケインズ主義』はもはや不可能である』[pK:120]²⁾と明言するハーバーマスの言葉からは、グローバル化の流れが不可逆的なものであるとの認識を読み取ることができる。しかしそれは「失業の増大、保障制度にかかる過剰な負担、[国家による]財政負担の減少という悪循環」を生み出し、それが国家財政を逼迫させているというのが、ハーバーマスの認識である。そこでは「成長を刺激する措置は、それが不可能になればなるほど必要とされてゆく」[pK:120]のである。

近代国家は、行政のための物的手段の独占によって、私経済を担う「社会」からシステムとして分出するが、この「行政国家」は物的手段を調達するための徴税を前提としていた。しかし、グローバル化による「資本移動の加速化は利益や貨幣財産への国家による介入を困難にし、[産業の]立地競争の先鋭化は国民国家の租税収入を減少させる。ただ資本が国外へ移転するというだけの脅しが、コスト引き下げのスパイラルを作動させるのである」[pK:106]。一般にドイツは米英に比べ、賃金付帯コストが格段に高いと言われ、産業の立地条件を悪化させる原因であると言われている。シュレーダー政権の最重要課題であった税制改革も、法人税引き下げによる立地条件の改善を狙ったものである。ハーバーマスによれば、西側先進国では80年代末より、全税収のうちの利潤税を当てにした分が劇的に減少し、その分消費税や所得税による負担が大きくなっているという。「経済のグローバル化が、国家が課税できる源泉を汲み尽くしてしまっている」[pK:107]のである〔以上、(a)の危機〕。

思い起こさなければならないのは、60年代から80年頃まで一貫して、社会国家、すなわち介入主義的国家はハーバーマスにとって批判の対象であったことである。彼の実質的な処女作である『公共性の構造転換 *Strukturwandel der Öffentlichkeit*』は、自由主義国家から社会国家への「転換」によって、政治的公共圏を担う討議する市民が、福祉政策とマスメディアによって馴致された受動的なクライアントに成り下がってしまったことを批判するものであった。これは彼の主著とされる『コミュニケーショ

ソ的行為の理論 *Theorie des kommunikativen Handelns*』以降、「システムによる生活世界の植民地化」テーゼに結実するが、そこで語られる政治システムとは、介入主義的社会国家にほかならなかった。

一転して社会国家が達成した成果を保護すべきであるという新たな逆方向の課題は、その後の80年代の著作（主として『新たなる不透明性 *Die neue Unübersichtlichkeit*』）において一貫して、新自由主義批判として論じられる。「布置」論文でも彼の批判の主な標的は、経済のグローバル化を推進し、福祉削減を唱える新自由主義者である³⁾が、その理論的難点⁴⁾を経済問題にまで踏み込んで論じたのは、この「布置」論文が初めてであろう。80年代の新自由主義批判は、「新保守主義」とも言い換えられる伝統回帰の政治手法を批判したもので、自由市場の問題にまではほとんど踏み込んでいなかった。

3. 社会国家の終焉による連帯の喪失？

ハーバーマスによれば、行政国家として成立した近代国家は、行政を行うための強制法を施行するため、その領土を確定する必要があった。サンクションが妥当する法秩序の範囲を国家として規定するのである。これによって、法治国家という枠組みにおいて立法を行なうとともにその法が適用される、双方の当事者、すなわち政治における主体と客体とが画定される。しかし相互に排他的に主権を主張しあう領域国家は、国際法によって交戦権をも保証される。これは外交と内政との分化を意味する⁵⁾。

グローバル化が進展しても、国家が主権をもち権力を独占するという事態は、形式的には全く変わらない。しかし、「世界社会がますます相互に依存しつつあるため、なお領域的に国境の内側で行われている国民的政治が、国民的社会の事実上の運命と一致するという前提に、疑問が付されている」[pK: 107 f.]。ウルリッヒ・ベックの『リスク社会 *Risikogesellschaft*』によって広く知られるようになった例であるが、チェルノブイリの事故以来、国境を越えて広がる放射能は、国内の安全基準によってコントロールできるものではなくなった。オゾンホールや酸性雨の問題も、また然りである。そしてマクロ経済政策のように、正当性を備えた決定を行う国家の領域と、潜在的にこの決定に影響される人々の領域も、合致しない。これは、国家の「行為能力」、あるいは国家による政策の「実効性」の喪失という事態を意味するのである〔以上、(b)の危機〕。

ハーバーマスはこれを論拠に、国家の行為能力の欠損を補う超国家的政体の重要性を説く。しかしそこには、決定に対する正当性 (*Legitimität*) がいまだ十分に調達し得ないという問題がある。いかなる超国家的政体であれ、民主的な討議による意志形成にのみ正当性の基盤を見出すハーバーマスにとって、すべての問題の出発点がここ

にあるのである。

超国家的政体がおこなう決定の正当性の問題は、近代国家、すなわち国民国家が依拠してきた「ネーション Nation」という擬制に基づく連帯に代る、新しい連帯のあり方が求められる、という文脈と重なっている。国民国家という文化統合による集合的アイデンティティの形成が歴史的にコンティンジェントなものであり、必然ではないとするハーバーマスの議論を、ここで詳しく紹介することはしない。ハーバーマスが「布置」論文で指摘するのは、一つにはグローバル化による移民の大量流入という現実である。民族共同体へ移民を画一的に同化させるのではなく、「すべての市民を同じように含み入れる (Einbeziehung) 自己立法の実践という包含的な意味での」民主的プロセスを、共通の政治文化に組み込むことが要請される [pK: 112]。この「共通の政治文化」あるいは政治参加そのものが、正当性を形づくるものにほかならず、それは超国家的な政体の場合でもなんら変わらないのである。そこでは、「承認による政治」に基づくマルチカルチュラルな社会が企図されている。

ここで興味深いのは、移民の問題に触れて、外国人や、人種・宗教の異なる者、周辺集団、障害者、さらにはユダヤ人に対して行われる排斥が、「連帯の喪失からくるものであり、それは再分配の問題から火がついたもの」 [pK: 111] であると、ハーバーマスが指摘している点である。その意味で、今日において連帯の内実を成すものとは、もはや「ネーション」という擬制ではなく、あるいは討議を行う政治文化だけでも不十分なのである。むしろ再分配を行う社会国家そのものが、その正当性の実質的基盤を同時に確保しているのである [pK: 120]。ハーバーマスのこうした記述は、新自由主義的施策によって、コスト削減のために社会国家の基盤が掘り崩されることが、「失業の増大、そして貧困層の増大による社会のマージナル化を引き起こし」、「広汎な政治参加の社会的条件が破壊されるのに応じて、形式的に正しく行われる民主的決定の信憑性も失われる」 [pK: 121] という認識に基づいている。立法を媒介として民主的な自己統御を行うというその手続きだけでは、実質的な正当性は生まれ得ない。立法を媒介として、実効性を伴った社会政策が市民に対して還元されなければならないのである [pK: 118]。

しかしこれもまた、「生活世界の植民地化」テーゼと矛盾する論点の一つである。社会国家的介入主義は、公共性あるいは政治参加の基盤たる生活世界の自律性を保証するものではなく、むしろ脅かすものだったはずである。『公共性の構造転換』ではより直截に、社会国家の時代は大衆民主主義の時代と重ねて論じられていた。しかし例えば、論文「惨禍から何を学ぶか」には、次のような一節がある。「貧困層との連帯の欠如は、この自由主義的政治文化を破壊せずにはいないのである。多数決は形式的には適正に成立するが、しかしそれは、没落に脅える階層がもつ、自己の地位に関する不安や自己主張を、つまりは有権者のポピュリズム的気分を反映するにすぎない。それ

ゆえ、このような多数決は、制度そのものがもつ手続きと正当性をみずから空洞化することになってしまう」[pK: 81/85]〔以上、(c)の危機〕。

4. EU と国連

グローバル化に対抗するために国民国家ができることは、「保護主義」あるいは「ネオナショナリズム」による「閉鎖的/防御的対応」、あるいは「新自由主義」による「開放的/攻撃的対応」のいずれかにすぎない。一方の保護主義の途は閉ざされており、他方の新自由主義は、これまで国家が担ってきた再分配的コントロールを担い、それを正当化しうるものが何であるかを説明できていない。ハーバーマスは、介入主義的・再分配的社会政策を超国家レベルで再建するとともに、そのための民主的な自己統御を実践する可能性のひとつを、EU のレベルで模索している。EU は、「ポストナショナルな民主主義の最初の形態」となれるのだろうか。

ハーバーマスは、EU のあり方に対する立場の相違を、「ユーロ懐疑派 Euroskeptiker」「市場欧州派 Markteuropäer」「欧州連邦主義者 Euroföderalist」「『グローバル・ガバナンス』の信奉者〔もしくはコスモポリタン〕」の四つに整理する。前二者が市場統合への反対派と賛成派を表し、両者の対立を止揚する「欧州連邦主義者」の立場にハーバーマスは与している。最後のコスモポリタンの立場とは、世界社会のレベルで「世界内政 Weltinnenpolitik」「世界政府 Weltregierung」を担いうる政体の創設を目指すものであり、「欧州連邦主義」はそこに至る一步と位置づけられている。

一方の欧州市場主義者は、新自由主義を信奉し、これまで国家が担ってきた再分配機能を軽視する立場である。他方のユーロ懐疑派の立場は、「社会民主主義と結びつく」と説明されている。それによると、国民国家の生産体制は制度的な意味で地域に埋め込まれており、コスト削減という抽象的観点からのみ立地競争が行われるという想定自体が誤っているとされる。しかし一国ケインズ主義の終焉を前提とするハーバーマスは、これも同様に否定する。

ハーバーマスによれば、財、サービス、資本、人の自由な移動という欧州の政治の目標は、それ自体すでに様々な政治領域への介入を意味している。じっさい欧州裁判所は、社会福祉政策にかかわる判決を数多く下しているという。また、再分配機能という観点では、すでに行われている共通農業政策もこれにあたる。

ハーバーマスの言う欧州連邦国家の構想は、欧州委員会、閣僚理事会、欧州裁判所による超国家的な決定を独自の正当性の基礎にするため、国際条約を政治的憲法（あるいは「憲章」）に転換するというものである。彼が問題にするのは、連邦国家の民主的な正当性という基盤の確保である。「積極的に協調し、再分配を行う政治は欧州全体にわたる民主的な意志形成によるものでなくてはならず、こうした意志形成は、連帯

を基礎にしなければあり得ない」[pK:150]。そのため条件がいくつか挙げられる。たとえば共通の租税政策，社会政策，経済政策を行うための主権の委譲。そして，共通の意志形成と意見形成がヨーロッパ全体に広がるアリーナで行われること，などである。こうした提言は唐突にも聞こえるが，ハーバーマスは，かつて地域的かつ王朝的なアイデンティティが国民的かつ民主的なアイデンティティへと変化したことを挙げ，学習過程としてこれを前進させることは可能だと主張するのである。

「欧州連邦国家」の先に，彼は世界内政・世界政府の創設の可能性を見ている。ハーバーマスにとって，欧州内での再分配政策は可能だが，グローバルなレベルでは，国連には未だそのための行為能力ももたなければ正当性もないという。「布置」論文の最後の一節は，「人道に対する犯罪」にたいする制裁の問題に限って，世界内政の可能性が論じられている。「獣性」論文では唐突な印象を与えるこうした議論であるが，グローバル化の不可逆性を鏤々論じたあとでは，そうした印象は，相対的にはあるが薄まっている。

5. 結語

80年代後半に行われた「歴史家論争」をはじめとして，ハーバーマスは反動的ナショナリズムや歴史修正主義との闘いに，多大なエネルギーを費やしてきた。その中で国境を越える問題と取り組んできたハーバーマスは（しかしその問題の中心は，グローバル化そのものではなく，それに随伴する外国人労働者の流入の問題やマルチカルチュラルな社会の到来，そしてそれへの反発という社会問題であった），現実の問題がすでに国境を越えていることをくり返し指摘していた。しかしグローバル化の進展はむしろ，分配的正義の実現という社会国家の遺産を守ろうとする反発（＝ユーロ懐疑派）を生み出し，それによって従来の国民国家という枠組みの重要性を際立たせることになってしまった。ユーロ懐疑派，すなわち市場統合への批判者の内実をハーバーマスはあまり詳細には説明していないが，これは，ナショナリストと古典的な社会民主主義者（社会国家的介入政策の擁護者）とによる，国境防衛のための共同戦線と見ることもできるだろう。そう考えると逆に，配分的正義の実現を希求するものの，国民国家の枠組みには到底回帰できないハーバーマスが，一見突飛とも思える，国境を越えたレベルで再分配機能を担う政体の必要性を主張するのも，ある意味で合点が行くのである。ハーバーマスは，少なくともいくつかの立場の変更を行い，それをくぐり抜けた上での苦肉の策としてこうした議論に帰着したはずである。今後の議論の展開が楽しみである。

註

- 【1】かつて筆者も、ハーバーマスの枠組みがグローバルな問題に対応できないことを批判した(鈴木1998)。
- 【2】以下、ハーバーマスの著作からの引用や参照指示は略号で表し、邦訳がある場合は、原文の頁数と邦訳の頁数を順に併記する。
- 【3】「布置」論文は、シュレーダー首相との会談の準備のために用いられたという[pK:8]が、ハーバーマスは、シュレーダー政権(あるいはブレア政権)が標榜する「第三の道」という「レトリック」を、新自由主義と同一視している。さらに、ブレア政権のブレンであるアンソニー・ギデンズと彼に多大な影響を与えたウルリッヒ・ベックの言う「第二の近代」、すなわち「再帰的近代化」についても、同論文のなかでハーバーマスは批判を加えている。第二の近代に伴う、労働市場の規制緩和による「労働履歴の『柔軟化』」は、失業の危険を高め、また「個人化」「多元化」は、生活世界の断片化の危険を伴う。「生活世界のマネタリズム化」をハーバーマスは批判している[pK:133]。「多元化」への批判は、新自由主義とポストモダニズムをひとからげにして批判する、ハーバーマス独特の論法である。
- 【4】ハーバーマスは、効率的な市場が社会的に公正な分配を保証することを示す挙証責任が、新自由主義にはあると批判している[pK:141]。さらに新自由主義の「自由」概念が徹底的に批判される。
- 【5】グローバル化とは、内政と外交との境界の流動化にはかならない。

参考文献

- Habermas, J., *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Neuaufl., Suhrkamp 1990. (細谷貞雄訳『公共性の構造転換(第二版)』未来社, 1994年)
- , *Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp 1981. (河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論』全三巻, 未来社, 1987年)
- , *Die neue Unübersichtlichkeit, Kleine Politische Schriften V*, Suhrkamp 1985. (河上倫逸監訳『新たなる不透明性』松籟社, 1995年)
- , *Vergangenheit als Zukunft*, Pendo Verlag 1991. (河上倫逸・小黒孝友訳『未来としての過去——ハーバーマスは語る』未来社, 1992年)
- , *Faktizität und Geltung, Beiträge zur Diskurstheorie des Rechtes und des demokratischen Rechtsstaats*, 4. Aufl., Suhrkamp 1994.
- , *Die postnationale Konstellation: Politische Essays*, Suhrkamp 1998. (河上倫逸編訳『法と正義のディスクール』[部分訳], 未来社, 1999年)
- , Bestialität und Humanität: ein Krieg an der Grenze zwischen Recht und Moral, in: *DIE ZEIT* Nr. 18, 29. 4. 1999.
- , Euroskepsis, Markteuropa oder Europa der (Welt-) Bürger?, in: Peter Ulrich u. Thomas Maak (Hg.), *Die Wirtschaft in der Gesellschaft: Perspektive an der Schwelle zum 3. Jahrtausend*, Haupt 2000.
- 大石りら「新しい世界秩序が生んだ怪物と戦争とマスメディア」『情況』第二期, 10-8 (98), 1999

年8, 9月。

鈴木宗徳, 「新保守主義, 市民的不服従, ドイツ統一——80年代以降のハーバーマスの政治理論」
『現代社会理論研究』8, 1998年。